

広島県人事委員会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十九日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

#### 広島県人事委員会規則第一号

##### 広島県人事委員会議事規則の一部を改正する規則

広島県人事委員会議事規則（昭和二十六年人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 定例会は、毎月二回委員長が招集する。

第四条第二項を削る。

第九条を第十条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、第五条第二項を削り、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（議事日程）

第五条 会議を招集する場合において、委員長は、会議に付する事項並びに会議開催の日時及び場所を記載した議事日程を作成し、委員に対し、あらかじめ通知するものとする。

#### 附 則

この人事委員会規則は、平成二十一年四月一日から施行する。